

令和 6 年 3 月 1 日

深川市議会議長 近 沢 弘 幸 様

会 派 名 民主クラブ  
代表者名 会長 田 畑 陽 美



政務活動費収支報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第 1 1 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、下記のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入  
政務活動費 3 3 2, 6 2 6 円

2 支出

(単位: 円)

科目	金額	備考
調査研究費	1 9 9, 5 2 2	第 18 回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州 (北九州市小倉北区) 「躍動的でワクワクする市議会に」 「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」 「議員のなり手不足問題への取組報告」 R5. 10. 25~10. 26
研修費	1 1 9, 5 0 5	地方議会セミナー (札幌市) 「議員が守るべき政治倫理」 「議会におけるハラスメント」 R6. 2. 13
広報費	1 1, 3 7 9	民主クラブ通信用紙代
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	2, 2 2 0	国民森林会議 購読料
人件費		
事務所費		
合計	3 3 2, 6 2 6	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 差額 0 円



令和6年 3月 1日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 民主クラブ

代 表 者 名 会長 田畑 陽美



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	令和6年2月13日				
実施場所	北農健保会館（札幌市）				
参加者名	田畑 陽美・伊藤 美恵子・大前 昭代・新田 旺				
実績額	119,505円（うち交付請求額 119,505円）				
内 容	<p>地方議会セミナー出席  「議員が守るべき政治倫理」  「議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～」</p> <p>地方議会セミナー参加費                    25,000×4名分      振込手数料 385円  深川⇄札幌（JR・往復）                    4,780×4名分</p>				

## 「政治倫理・ハラスメントマスター講座」受講報告書

深川市議会民主クラブ 田畑 陽美  
伊藤 美恵子  
大前 昭代  
新田 旺

日時:令和6年2月13日 10:00~17:00

場所:北農健保会館(札幌市)

講師:廣瀬 和彦(株)廣瀬行政研究所代表取締役、元全国市議会議長会法制参事)

「議員が守るべき政治倫理とは」 10:00~13:00

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理条例の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. 政治倫理審査会
6. 資産公開制度
7. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

「議会におけるハラスメント ~パワハラ・セクハラについて~」 14:00~17:00

1. ハラスメントと主な類型
2. 地方議会におけるパワハラ・セクハラの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. パワハラ・セクハラの要件と判断基準
6. 相談員の配置と議長の役割
7. 効果的なハラスメントの予防と適切な処置手法

「議員が守るべき政治倫理とは」

○政治倫理とは、政治にかかわる者の行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近い。

○政治倫理の大きな意義の一つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することがあげられる。

○政治倫理条例を最初に制定したのは大阪府堺市。

昭和56年学校建設にからむ贈収賄事件で議員が有罪だったにもかかわらず公職選挙法の欠格事由に該当しなかったことを受けて倫理条例が制定された。

○政治倫理確立にあたっては、過剰な規制をすると議員のプライバシー侵害につながることもあり、議員のなり手不足につながることも考えられる。(資産公開で議員だけではなく家族



のプライバシーにも影響を及ぼすことも)

○政治倫理条例の制定状況(5万人未満の市:R4.12 現在)

・資産公開を含む倫理条例を制定・・・11自治体(3.7%)

・資産公開を含まない // ...145自治体(48.8%)

○政治倫理の基準

①不正疑惑行為の自粛 ②地位利用の金品授受の禁止 ③請負等のあっせん禁止

④職員に対する職務執行への不当介入の禁止 ⑤職員の採用等のあっせん禁止

⑥道義的批判のある企業献金等の自粛 など

○地方自治法134条では、「議会は、会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる」となっているが、懲罰の対象は本会議・委員会での言動(正規の議会活動)に限られているため、懲罰で対処できない言動(議会外での活動)に対して政治倫理条例を制定して対応することとなる。

○令和4年の地方自治法改正で、議員の請負禁止範囲の明確化・緩和がされた。時代の流れは、議員のなり手不足解消のため法律を緩やかにしてきている。

○政治倫理審査会・・・調査請求権とともに政治倫理条例の実効性を担保。議員だけで構成されることは好ましくない。学識経験者及び住民を構成員とすることが必要。(住民統制が基本)

○政治倫理審査会の権限・・・倫理違反に関する事実解明のための「調査権」。条例違反の有無を確認する「審決権」。違反に対する措置の「勧告権」

○審査会意見書の効力・・・法的な権限は有さない。意見書を受理した長または議長が当該意見書を尊重(意見書に法的に拘束されない)

○SNS等による議会外での不適切な言動に対して、亀岡市では「ソーシャルメディア運用ガイドライン」を制定。「情報発信にあたっては、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意して誤解を招くことがないよう正確な記述に努める」としている。

(所感)

深川市議会では、政治倫理条例の制定がされていませんが、全国的には 50.2%の市議会に既に政治倫理条例が制定されています。令和5年12月に設置された議会改革特別委員会において、民主的で開かれた議会運営を行っていくための議会基本条例の制定についての議論が進められていますが、政治倫理条例の制定についても検討していくことが必要と考えます。今回の研修を受講して、政治倫理条例制定の目的や役割について深く知ることができました。市民のみなさんから疑念を持たれることがないよう誠実に議員の職務を遂行していくためにも、規範となる規定を制定し透明性の高い市議会としていかなければならないと強く感じた研修となりました。

---

「議会におけるハラスメント ～パワハラ・セクハラについて～」

○ハラスメントとは・・・自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。相手の人格や尊厳を冒す人権問題。

○パワハラに関する法律制定(労働施策総合推進法)令和元年改正により初めて定義。パワ

ハラは職務執行に深く関わり、職務命令と一体的に行われるというケースが多かったため法律制定が遅れた。

○セクハラに関する法律(男女雇用機会均等法)平成9年改正に明記。

○議員活動や選挙活動中に有権者や議員等からハラスメントを受けたことがあると回答した議員の割合は、男性 32.5%、女性 57.6%

○ハラスメント防止にあたっての措置

- ①ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発
- ②行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発
- ③相談窓口の設置
- ④相談に対する適切な対応
- ⑤事実関係の迅速かつ正確な確認
- ⑥被害者に対する適正な配慮の措置の実施
- ⑦行為者に対する適正な措置の実施
- ⑧再発防止措置の実施
- ⑨当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知
- ⑩相談、協力等を理由に不利益な取り扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発

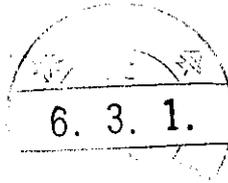
○議会としての防止対策

- ①組織のトップのメッセージ・・・議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示す
- ②ルールを決める・・・議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。予防・解決について方針やガイドラインを作成する
- ③実態を把握する・・・議員・議会事務局職員に対するアンケートを実施する
- ④教育する・・・研修を実施する
- ⑤周知する・・・議会としての方針や取り組みについて周知・啓発を実施する

(所感)

ハラスメントは、被害者に精神的・身体的苦痛を与え、人格や尊厳を侵害するのみならず、ハラスメントを見聞きしている周りの者をも不快に感じさせるものです。まさに人権問題であり、決して行ってはならないものです。職場でのハラスメントに対しては、厳しい規制がされていますが、議会としてのハラスメント対策はそれぞれの議会ですっかりと関係規定を設けるなどして対応しなければならぬということを改めて認識しました。今回の研修では、パワハラやセクハラに関する裁判例なども数多く紹介いただき大変参考となりました。





令和6年3月1日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 民主クラブ

代 表 者 名 会長 田畑 陽美

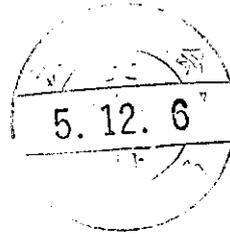


政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	令和5年12月15日				
実施場所					
参加者名	民主クラブ				
実績額	11,379円 (うち交付請求額 11,379円)				
内 容	民主クラブ通信発行用 リサイクルペーパー購入				



令和5年12月6日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 民主クラブ

代 表 者 名 会長 田畑 陽美

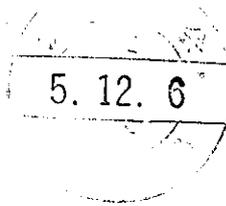


政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	令和5年7月17日				
実施場所					
参加者名	民主クラブ				
実績額	2,220円 (うち交付請求額 2,220円)				
内 容	国民森林会議 購読料				



令和5年 12月 6日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 民主クラブ

代表者名 会長 田畑 陽美



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	令和5年10月25日～10月26日				
実施場所	西日本総合展示場(北九州市小倉北区)				
参加者名	田畑 陽美・伊藤 美恵子・新田 旺				
実績額	199,522円 (うち交付請求額 199,522円)				
内 容	<p>第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州</p> <p>第1部 基調講演 「躍動的でワクワクする市議会に」 片山 善博 氏(大正大学教授兼地域構想研究所長)</p> <p>第2部 パネルディスカッション 「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」</p> <p>◇コーディネーター 谷 隆徳 氏(日本経済新聞編集委員)</p> <p>◇パネリスト 勢一 智子 氏(西南学院大学法学部教授)</p> <p>辻 陽 氏(近畿大学法学部教授)</p> <p>濱田 真里 氏(Stand by Women代表、女性議員のハラスメント相談センター共同代表)</p> <p>田仲 常郎 氏(北九州市議会議長)</p> <p>第3部 課題討議 「議員のなり手不足問題への取組報告」</p> <p>◇コーディネーター 江藤 俊昭 氏(大正大学社会共生学部公共政策学科教授)</p> <p>◇事例報告者 辻 弘之 氏(登別市議会議長)</p> <p>たぞえ 麻友 氏(一般社団法人WOMAN SHIFT理事、目黒区議会議員)</p> <p>永野 慶一郎 氏(枕崎市議会議長)</p>				

## 第18回全国市議会議長会研究フォーラム参加報告

民主クラブ 田畑 陽美  
伊藤 美恵子  
新田 旺

全国市議会議長会研究フォーラムは、全国の市区議会議員に共通する課題や今後の議会の在り方についての意見交換を行ない、議員同士の一層の連携を深めることを目的に開催されています。今回は「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」と題して行なわれ、全国から2,399人の参加がありました。

近年、地方議会は議員のなり手不足、議会への関心の低下など厳しい課題に直面しており、深川市議会でも同様の課題を抱えていることから、今後の議会運営の参考とさせていただくため民主クラブとして二日間のプログラムに参加させていただきました。

### 【開催日程】

2023年10月25日(水) 13:00~18:15  
10月26日(木) 9:00~11:00



### 【プログラム内容】

(1日目)

◇基調講演 「躍動的でワクワクする市議会に」

片山 善博 氏(大正大学教授兼地域構想研究所長)

◇パネルディスカッション 「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」

(2日目)

◇課題討議 「議員のなり手不足問題への取組報告」

---

### 基調講演 「躍動的でワクワクする市議会に」

片山 善博 氏(大正大学教授兼地域構想研究所長)

#### ○地方議会をめぐる現状とこれまでの地方議会改革を検証する

- ・行政運営では首長に注目されがちだが、地方自治法96条(権限)をみても予算、決算、条例の改廃など、議会が最終の決議機関である。
- ・議員のなり手不足、議会への関心低下などで議会の存在感が薄れてきている。
- ・地方議会が帰路に立っているいま、議会改革(体質、組織の風土、やり方を変える)必要がある。がらりと変えなければ改革とはならない。

#### ○日本の地方議会に欠けていることは何か

- ・議場(公開の場)での真剣な議論。議論しても結果が変わらない(出来レース)。
- ・税の議論をしない。住民税、固定資産税は各自治体で税率を決められる。
- ・住民の声が聞こえない。住民を参加させる機会をつくることで関心が高まる。

#### ○現行の議会の権限を活用してもっと積極的に取り組むべきこと

- ・もっと議案を丁寧に審議する。執行側のウラをとる。(嘘はつかないが上手に言うことはある)。
- ・委員会に市民を入れる。議案の関係者に議会に来てもらう。
- ・執行側が住民の声を拾っていなければ、議会がアンケートを実施してもよい。
- ・議会は教育委員会への目配りも必要。教育現場が疲弊している。教育現場の管理は自治体の教育委員会の管理であるため議会としても責任がある。

○今ふり返って議会に感謝していること

- ・鳥取県は、男女共同参画の行政部門でトップ。男女共同参画条例を議員立法で制定いただいた。
- ・男性職員の育児休業取得率もトップ。商工労働課長が育休で12月議会を休むことについて、条件付きで議長が承認。条件とは、育休明けの議会で体験談を議場で報告するというものであった。

【所感】

今回の基調講演を受けて、具体的に深川市議会でも可能な取り組みとして、市民と直接意見交換できる交流機会を今以上に実施すること、議会や委員会での議案について、「本当にそれは市民にとって必要か、そこまで予算をかけてする必要があるのか」など、議員自ら調査することや議員間同士の議論を活発にすることで質のある審議になるのではないかと感じた。市民のみなさんに市議会への関心を高めていただき、身近に感じてもらうためには、市民との意見交換会をより充実させ、議会の情報発信と公聴活動を活発にしていくことが大切であると強く感じたことである。

パネルディスカッション 「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」

◇コーディネーター 谷 隆徳 氏(日本経済新聞編集委員)

◇パネリスト 勢一 智子 氏(西南学院大学法学部教授)

辻 陽 氏(近畿大学法学部教授)

濱田 真里 氏(Stand by Women 代表、女性議員のハラスメント相談センター共同代表)

田仲 常郎 氏(北九州市議会議長)

(谷 隆徳)

- ・投票率は低下傾向。道府県議選(41.85%)、市議選(44.26%)、町村議選(55.49%)のいずれも過去最低。
- ・今回の大きな特徴は、女性議員の増加。
- ・無投票当選も多い。道府県議選(25%)、市議選(3.6%)、町村議選(30.3%)
- ・21市町村で定数割れ。(興部町は2回連続で定数割れ。定数を10→9にしたがダメ)

(勢一 智子)

- ・本年、地方自治法第89条(議会)が改正され、これまでの条文には「普通地方公共団体に議会を置く」としか記載がなかったが、「議会の権限と役割」「議員の責務」が追加された。
- ・議会の議員構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が低く、多様性を欠く状況。投票率の低下や無投票当選の増加傾向が強まっており、住民の議会に対する関心の低

下が指摘されている。

- ・人口減少社会における地方議会の役割は、地域の将来像をどう描くか、それに向けて限られた地域資源の投資先を厳選するため議会での検討が必要。
- ・若年世代、将来世代を含む多様な主体参画が必須。多様性に富む議会での議論が必要。
- ・多様な人材が議会へ参画するためには、兼業規定の改正など立候補しやすい環境整備も必要。
- ・議会基本条例の制定は、住民に見える議会、信頼感を得るなど議会の活性化に向けて意義がある。
- ・過少代表者（若い世代や子育て世代）の声を議会に反映するためには、主権者教育も大切。

（辻 陽）

- ・人口規模が大きな自治体では、議員報酬だけで生活（専業化）できるが、そうでない自治体では兼業しないと生活できない。
- ・小規模自治体で議員報酬を増額することは困難。議会事務局員の数も人口規模が小さいほど少ない。議員の政策調査や立案をサポートする機能も限界。
- ・政務活動費も小規模自治体は小額か不支給。
- ・人口規模が大きいほど政党化する傾向。政党化すれば、有権者からすれば政策が分かりやすくなり選択しやすくなるが、一方で、特定の 이슈（論点や課題）に注目した議員は当選することが難しくなる。
- ・圧倒的に現職が優位になりやすい仕組みとして政務活動費の存在がある。大規模自治体ほど広報費に多額の支出をする傾向。現職議員は、議会の実績を有権者に広く知らしめることができる。新人候補は、機会もお金もないため参入しにくい状況。

（濱田 真里）

- ・地方議員に対するハラスメントの現状は、  
立候補検討中・準備中・・・61.8%（男性 58.0%、女性 65.5%）  
議員活動中・選挙活動中・・・42.3%（男性 32.5%、女性 57.6%）
- ・有権者からのハラスメント  
街頭演説、不審な電話、住所公開によるプライバシー侵害、つきまとい・ストーカー、SNSでの誹謗中傷、罵倒や叱責
- ・都道府県議会でも独自のハラスメント対策を実施しているのは15議会。
- ・相談体制や議会内のルール作りが重要。何か起きた時に個々人で解決するのではなく、仕組みの中で解決できるように、政党や各議会での相談窓口や第三者機関設置などが必要。
- ・ハラスメント問題に対するメディアや市民の関心が高く、適切な対応がされないと社会的な制裁が大きい。ハラスメント倫理条例等の制定を行ないルール作りをしておくことが重要。

（田中 常郎）

- ・市民に市議会を身近に感じてもらうため、市の課題をテーマにした議員と市民の意見交換（カフェトーク in 北九州）を開催。Live 配信も行なっている。
- ・主権者教育として、「ドリームサミット（中学生議会）」や「平和のまちスタディツアー（議会棟視察）」を実施。
- ・北九州市における議員立法  
北九州市商店街の活性化に関する条例、北九州市中小企業振興条例、北九州市子ども読書活動推進条例、北九州市官民データ活用推進基本条例、北九州市子どもを虐待から守

る条例 など。

政策立案の段階で市民の意見を聞いて条例化している。

### 【所感】

第2部パネルディスカッションでは、それぞれが思う地方議会における問題点や課題についての意見が述べられました。

その中で、地方議員に対するハラスメントが多くあることに驚きを感じました。その被害は多種多様であり、議員同士の被害も多く報告されているようです。議員のなり手不足問題が課題となっている今、議員に対するハラスメントもなり手不足問題に繋がっているのではないかと思います。

議員としてどうあるべきなのか、倫理規定の整備も含め、役割や目的など、今一度明確にすることも必要であると思いました。

また、市民に市議会をもっと身近に感じてもらうための取組みは、本市議会として、重要であり、直ぐにでも実行していくべきものと強く感じました。

---

### 課題討議 「議員のなり手不足問題への取組報告」

◇コーディネーター 江藤 俊昭 氏(大正大学社会共生学部公共政策学科教授)

◇事例報告者 辻 弘之 氏(登別市議会議長)

たぞえ 麻友 氏(一般社団法人WOMAN SHIFT 理事、目黒区議会議員)

永野 慶一郎 氏(枕崎市議会議長)

#### (江藤 俊昭)

- ・政策競争の欠如。地方分権改革、地方財政危機にともない地方政治が重要となっている。地方政治には、政策競争が不可欠。無投票はその重要な機会を奪う。
- ・有権者意識の危機。無投票は、有権者にとって政策型選挙ができず、また議員の4年間の活動評価ができない。住民の主権者意識が浸食される。
- ・議会の危機。無投票当選は、性別(男性優位)、年齢(高年齢化)等の偏りを促す。議会の存在意義は、多様性を踏まえた公開と討議にある。
- ・議員のなり手不足は、選挙の有無だけの問題ではなく、住民自治にとって大きな問題を生み出す。無投票当選の広がり、議決の正統性、議会の存在意義に関わることで、より深刻である。

#### (辻 弘之)

- ・北海道庁職員と地方議員が集まり「GREENSEED21」を結成。地方で生きる人達の幸せのために自らが行動し改善している。地方議会の価値を高めるための「地方議員養成講座」を開講。統一地方選挙で30名が立候補し20名が当選。
- ・2023 統一地方選挙で、道内5市48町村が無投票。11町村で定数割れ。過去最多。
- ・次世代の地域リーダーを育てていない。人材発掘に積極的でない。

#### (たぞえ 麻友)

- ・若手女性議員のネットワーク「WOMAN SHIFT」を設立し、女性の政治参画を後押し。

- ・女性の声を政治につなげるための支援として、住所非公開、旧姓使用を総務省へ提言したり、将来議員になりたいママのための「ママインターン」を実施。志をともにする新しい仲間との繋がりができる。
- ・新人議員向けの暗黙のルールを教える勉強会やハラスメント研修を議会で実施することが必要。

(永野 慶一郎)

- ・2019年の枕崎市議会選挙は、初の無投票となった。
- ・2021年に定数削減の陳情があり、特別委員会を設置し議論。市民アンケートも実施。全会一致で定数を2名減。(14名→12名)
- ・2023年選挙では、定数12名に対して14名が立候補。
- ・やる気のある若い候補者も、家族や周囲の理解を得ることに高い壁。兼業兼職の禁止もなり手不足の要因。立候補しやすい環境作りが重要。

### 【所感】

今回の研究フォーラムに参加して、地方議員のなり手不足問題は、全国的に深刻化していると改めて感じました。

「議会活動が住民に見えていない」→「政治への関心の低下」→「立候補者が減少」→「投票率の低下や無投票」→「議員定数削減の議論」→「多様な議員の参画が減少」→「議会への関心がますます低下」等々。

負のスパイラルにおちいらないためには、次世代を担う地域リーダーを発掘して育てていかなければならないという、登別市議会の辻議長という言葉が強く印象に残っています。

本市にあっても、住民のみなさんに議会への関心を寄せていただくためには、多様な価値観が反映できる開かれた議会をつくっていかねばなりませんし、住民のリアルな声を聞くことができる意見交換会の機会を増やすなど「顔の見える議会」を目指していかなければならないと強く感じました。

